

[事案 2019-337] 転換契約無効請求

・令和2年9月9日 裁定終了

<事案の概要>

転換契約に特別条件が付されたことについて、募集人から説明を受けておらず、同意もしていないことを理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年6月に契約した組立総合保障保険について、契約日から3年間、前立腺等の部位を不担保とする特別条件が付されたが、以下の理由により、本契約を無効にして、本契約の既払込保険料と転換前契約の保険料との差額、および慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 申込前に、募集人に対して、本契約に部位不担保の特別条件が付くことは許容できないと繰り返し伝えており、募集人にもそのことは伝わっていたので、募集人から「通りましたよ、よかったですね。」と連絡があった時、本契約には特別条件が付かなかったのだと理解した。また、募集人から、本契約に特別条件が付されたことの説明は一切なく、そのような特別条件に同意したこともない。
- (2) 自分は、契約時70歳代の高齢者であるところ、保険会社の内部ルールでは、70歳以上の高齢者と契約を締結する際には家族の同席を求めているが、本契約の募集時に自分の妻は同席しておらず、募集人から何らの説明も受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申込前に、部位不担保の特別条件が付く可能性があることを申立人へ説明している。また、申込後に審査の結果、前立腺等の部位につき不担保とする特別条件が付くこととなったことから、募集人は、申立人に架電および訪問してその旨を説明し、申立人は、納得して特別条件付加承諾書に署名しているので、本契約に特別条件が付くことを理解していた。
- (2) 募集人は、申立人が転換の意思を固めた後、申立人の妻と面談して、本契約の内容について説明し、申立人の妻から説明を受けたことについての署名を得ている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が本契約には部位不担保の特別条件が付されていないと錯誤していたと認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。